

質問26

210万円以上の機械をリースした。

YESなら

リース費用の総額の4.2%を法人税から控除できます。

質問27

パソコン、コピー機等の同じ種類の器具備品で同一事業年度に取得した合計額が120万円以上である。

YESなら

取得価額の30%を追加で減価償却費として計上できます。

または、取得価額の7%を法人税から控除できます。

質問28

パソコン、コピー機等の同じ種類の器具備品で同一事業年度にリースしたリース費用の総額が160万円以上であった。

YESなら

リース費用の総額の4.2%を法人税から控除できます。

質問29

パソコン、コピー機、FAX等のIT関連の機器を合計額で140万円(ソフトウェアの場合は70万円)以上購入した。

YESなら

取得価額の50%を追加で減価償却費として計上できます。

または、取得価額の10%を法人税から控除できます。



毎月の試算表を翌月10日には見てますか。
決算2ヶ月前には概算の納税額を把握していますか。
期末を迎える前にきちんと節税してますか。

質問30

パソコン、コピー機等のIT関連の機器を合計額で200万円(ソフトウェアの場合は100万円)以上リースした。

YESなら

リース費用の総額の6%を法人税から控除できます。

質問31

その他特別償却、割増償却の対象となる減価償却資産(電子機器利用設備等)がある。

YESなら

通常の減価償却費に追加して、より多く減価償却費が計上できます。または、一定の金額を法人税から控除できます。

質問32

今期は多額の修繕費がかかった。

YESなら

原状回復のための費用であれば、金額の大小に関係なく修繕費として計上できます。

質問33

大変忙しく、機械等がフル稼働で通常の使用時間を超えている。

YESなら

機械等の「1日当たりの超過使用時間×3.5% 10%」であれば、通常の減価償却費に追加して、より多くの減価償却費を計上できます。



賞与の支給回数により、社会保険料の額が削減できる場合がありますことをご存知ですか。
入退社日の違いにより、社会保険料の負担が軽くなることをご存知ですか

質問34

同じフロアを数社でシェアしている。

YESなら

30万円を超える減価償却資産でも、数社で買って1社あたりの負担額が30万円未満になれば、一括して費用に計上できます。

質問35

既に未使用の減価償却資産があるが、解体費等の処分費用がかかるため、そのまま放置してある。

YESなら

今後、通常の方法により使用する可能性が無い場合等は実際に処分しなくとも、帳簿価額からスクラップとしての引き取り価格を控除した残額を除却損として計上できます。

質問36

1年以上遊休状態にあり、時価が帳簿価額よりも低くなった固定資産がある。

YESなら

時価と帳簿価額の差額を評価損として費用に計上できます。



毎月の試算表を翌月10日には見えますか。
決算2ヶ月前には概算の納税額を把握していますか。
期末を迎える前にきちんと節税していますか。

質問37

本社ビル等の含み損のある不動産を所有している。

YESなら

子会社等に売却しましょう。または、その不動産を現物出資して子会社を作りましょう。いずれの場合も不動産の含み損が費用として計上されます。

質問38

不動産を近々に購入する予定がある。

YESなら

消費税の計算期間を3ヶ月(または1ヶ月)にする特例を選択し、消費税の還付を早めに受けましょう。

質問39

社長の自宅は社長自身の持ち家である。

YESなら

会社が社長から自宅を買取り、役員社宅として賃貸すれば、その家の減価償却費、固定資産税、修繕費等を経費として計上できます。ただし、その家の立地、広さ等に合わせて社長から社宅賃料をもらわなければなりません。ただし、社長が会社に家を売却することにより、所得税が発生する場合があります。



賞与の支給回数により、社会保険料の額が削減できる場合があることをご存知ですか。
入退社日の違いにより、社会保険料の負担が軽くなることをご存知ですか